

法然六五〇年の御忌

——『華頂山大法會圖録全』『勅會御式略圖全』の翻刻——

姜 鶯 燕
平 松 隆 円

はじめに

法然は、長承二（一一三三）年四月七日、美作国久米南条稻岡莊（岡山県久米郡久米南町）に押領使の漆間時国の長子として生まれた。母は秦氏の出身であり、法然は幼名を、勢至丸といった。

九歳のとき、漆間時国が莊預所明石定明との争いの際に傷ついで亡くなった。時国は、枕辺で法然に遺言を残したという。

「恨みをはらすのに恨みをもってするならば、人の世に恨みのなくなることはない。恨みを超えた広い心を持って、すべての人が救われる仏の道を求めよ」と。この言葉にしたがい法然は、菩提寺の観覚の弟子となった。観覚は、法然の叔父にもあたる。

一三歳で観山に登り源光に師事する。その後、皇円の室に移り剃髮授戒し、天台の学問を修める。久安六（一一五〇）年に西塔黒谷に通世し、観空に師事した。

観空は、良忍に師事し、円頓戒、融通念仏、如法などを伝え、

『円頓戒法秘藏大綱集』をしるすなど、戒師として名高い。法然（法然房源空）の名は、このころから用いるようになった。

以後、黒谷において勉学と修行に励んだが、安元元（一一七五）年、専修念仏の立場を確立し、観山を下った。この年が浄土宗開宗の年とされる。

文治二（一一八六）年、天台の顕真をはじめとする諸宗の碩学と大原勝林院において念仏を論じた大原談議をおこない、社会的に名も知られ、活動も活発化した。

関白九条兼実への度重なる授戒、東大寺において浄土三部経講説などをおこなった。建久九（一一九八）年には兼実の請いにより『選択本願念仏集』を著している。

法然の元には、証空、隆寛、弁長、幸西、親鸞などの弟子が集まった。しかし、門下による活動は諸宗の反発を招き、延暦寺の衆徒による訴えもおこされた。

そのため、建仁四（一二〇四）年には『七箇条制誡』をつくつ



法然（「披請の御影」藤原隆信作）

て門弟を戒めた。しかし、翌年にはさらに、興福寺により訴状が朝廷に出されている。

建永元（一二〇六）年にはついに念仏停止の宣旨が下され、門下の行空、遵西が捕らわれた。翌年には遵西、住連らが処刑され、法然自身も藤井元彦の罪人名で四国に流罪となった。

建永二（一二〇七）年末に勅免の宣旨が下ったが帰京は許されず、摂津国（大阪府）勝尾寺にとどまり、建暦元（一二一一）年によくやく入洛が許され、東山大谷に住んだ。

建暦二（一二二二）年一月に、門弟の源智に念仏の肝要を一紙

に記した『一枚起請文』を受け、一月二五日に亡くなった。

法然は最初、恵心僧都源信の『往生要集』や善導の『観無量寿経疏』で、称名念仏を確立した。その後、『選択本願念仏集』において、その思想は体系的に整理された。

これは、称名念仏を一つの行として主張するにとどまらず、阿彌陀仏が四十八願のなかで「選択」し、『阿彌陀経』のなかでしているように、釈迦と諸仏が認めた行であると主張する。

ただ、「南無阿彌陀仏」と唱える行は、民衆によって歓迎されるものの、諸宗の非難を受けるものとなった。

また、法然の思想が、正しく広まることも難しかった。法然の門下においても、証空の西山義、隆寛の多念義、幸西の一念義、親鸞の浄土真宗といった念仏の絶対性を強調する派と、弁長の鎮西義、長西の諸行往生義など諸宗との融合を図る派に分かれることになる。

しかしこれは、法然の教えが浄土宗のみにとどまるのではなく、諸宗へと影響を与えた事を意味し、日本仏教における法然の影響の大きさを物語っている。

このような法然に対して、入滅から四八六年が経った元禄一〇（二六九七）年に朝廷より「圓光」の大師号が加諡されている。

法然の年忌法要は、他と区別して御忌という。御忌とは本来、天皇・皇后などの年忌法会をさすが、大永四（一二二四）年に後柏原天皇が、法然を偲んで特別に許可したことに由来する。日本仏教のみならず、朝廷への法然の影響が小さくはなかったことを

裏付けている。

浄土宗では、五〇年を区切りにおこなわれる御忌を「遠忌」とよんでいる。一般には、一三年以上の五〇年や一〇〇年などの遠い年忌をいう。浄土真宗では、親鸞の遠忌のことを「大遠忌」とよんでいる。

最初におこなわれた遠忌は、法然没後の五〇〇年目にあたる宝永八（一七二一）年だった。

五〇〇年以降、五〇年ごとにおこなわれる遠忌にあわせ、「東漸」「慧成」「弘覚」「慈教」「明照」「和順」が加誼されている。平成二三（二〇一一）年の八〇〇年にも「法爾」が加誼された。

大師とは、大導師の意味であり、仏菩薩や高德の僧の敬つてつかう敬称である。日本では貞観八（八六六）年、最澄に「伝教」、円仁に「慈覚」の称号を贈ったのが最初である。

その後、法然以外には天台宗では伝教（最澄）、慈覚（円仁）、智証（円珍）、慈慧（良源）、慈撰（真盛）、慈眼（天海）が、真言宗では弘法（空海）、道興（実慧）、法光（真雅）、本覚（益信）、理源（聖宝）、興教（寛鏡）が、律宗では月輪（俊芿）が、浄土真宗では見真（親鸞）、慧灯（蓮如）が、曹洞宗では承陽（道元）、常濟（瑩山）が、臨済宗では無相（閑山）が、浄土宗では聖心（良忍）が、時宗では円照（一遍）が、黄檗宗では真空（隠元）が、日蓮宗では立正（日蓮）が加誼されている。

遠忌は浄土宗における重要な法要であり、大師号が加誼される一大行事でもある。いったい、過去において遠忌はどのようにお

こなわれていたのだろうか。

それを知る手がかりとなるのが、『華頂山大法會圖録全』である。これは、知恩院でおこなわれた遠忌の様子をしるした小冊子である。

徳川時代に三回出版されている。版元は、惣本山御用御書物所とされる皇都書林の澤田吉左衛門である。

最初は、宝暦一一（一七六一）年。五五〇年にあわせて刊行された。二回目は、文化八（一八一二）年、六〇〇年にあわせて刊行された。三回目は、万延二（一八六一）年、六五〇年にあわせて刊行された。

朝廷からの勅使の名前が変わっているなどの若干の改訂以外は、図と文章にほとんど変更がない。これは、遠忌の様式が確立され、固定化されたことを示す史料としてとらえることができる。

また、関連する史料として『勅會御式略圖全』がある。確認されているもので、文化八（一八一二）年と万延二（一八六一）年に刊行されている。

それぞれには、六〇〇年遠忌と六五〇年遠忌の日程と参会者名簿が、しるされている。そのため、朝廷からの勅使を招いての勅會法要がはじまった頃より刊行された可能性がある。

これら一連の史料は、法然の御忌がどのようにおこなわれていたのかを知る上で重要な史料である。

にもかかわらず、『華頂山大法會圖録全』は、山路興造の『京都芸能と民俗の文化史』（思文閣出版、二〇〇九）で「六齋念仏」

の説明として挿絵が一部使用されたことがある程度で、これまで翻刻もしくは内容について解説されたことはない。また、大学図書館での所蔵も佛教大学だけであり、史料としての希少性も高い。『勅會御式略圖全』は、国立国会図書館と佛教大学に所蔵されているのみであり、これまで翻刻もしくは内容について解説されたことはない。

法然の御忌について知ることは、徳川時代における浄土宗の社会的位置づけを知る上でも重要である。

そのため、本稿ではこれら一連の史料の翻刻と解題を通じて、史料紹介と徳川時代における御忌のあり方を浮かび上がらせることを目的とする。

【凡例】

- ・ 底本の本文を可能な限り忠実に翻刻することを旨とした。
- ・ 漢字は底本に従って表記した。旧字体は新字体に改めずそのまま表記した。
- ・ 底本にルビが振られている箇所は原本通りに表記した。
- ・ 「ヽ」「／」などの踊り字の符号は、原本通りのものを用いた。
- ・ 闕字は一字あけとした。
- ・ 判読できない文字は□で示した。
- ・ 読みやすさを考慮して適宜に句読点を付した。

『葦頂山大法會圖録全』の翻刻

【一〇】

元祖圓光大師六百五十年御忌圖録

抑わが元祖大師の御忌といへるは、昔永正の頃 後柏原院大師の遺徳を崇重せさせ給ふ餘り、其法則を定めたまひ、直修法然上人御忌との 詔ありてより、このかた毎年正月十九日より廿五日迄七晝夜の法儀いと嚴重に行はる、事になん侍べる。御忌と称じ来れる事かたじけなくも 綸言に出たれば、萬葉の至尊とその称呼を同くし、かつ簡別の言葉添されども、御忌とだにとなふれば、人みな 大師の忌なりと心得侍るも道徳のやんことなさせ致す所ならんかし。又 朝廷より徽號を榮賜有事は、 大師なを世にましませし時、後白河院惠光菩薩の號を賜り、 後鳥羽院惠光佛といへる御額を

【一〇】

給ひ、入滅の後は、四條院葦頂尊者と諡し賜ひ、 後嵯峨院は寛元二年正月十日知恩院に 幸ましまして、通明國師の號を給はり、 後花園院は浄華院第十世等熙和尚の 奏請を勅許ありて、 天下上人無極道心者と称すべきよし 綸命を下され、 後柏原院は 青蓮院宮尊鎮法親王の 奏に因て、光照大士の御額を賜ひぬ。 又 後伏見院御信仰の余り、後の龜鏡に備へんとて、比叡山功德院の舜昌法印に 詔して、 大師の行狀繪詞四十八卷を撰集せし

め、伏見院 後伏見院 御二條院の三帝宸翰を榮させおわしまし、 青蓮院宮尊圓法親王を始め、當時能書の人々を撰て繕写せしめ給ひ、 画圖は繪所土佐の某也。よりて、世に 勅修御傳とは称じあへり、かく代々の 帝王 御崇信おはしまし

【一〇】

て、贈號も度々なりしかど、しかるべき因縁にや示寂より四百八十餘年に至る迄、いまだ贈大師號なかりしを 東山院の御代元録八年 征夷大將軍よりいとねんごろに 奏請なし給ふければ、本寺の上表□も及はずして、朝儀すでにさだまり、同十年正月十八日伏原少納言を 勅使として圓光大師の嘉號を贈り賜りき。中御門院の御代寶永八年五百年の御忌にあたりて、又東漸の号を加諡し給ふ。勅使は平松少納言とぞ聞えし。しかのみならず、さらに 詔ありて、七晝夜中の日をしめて、勅會の法儀を行はせ給ふ。 御門主尊統法親王御導師せさせ給へば、参詣の道俗袖をつらねて群をなし、 大師の光輝も弥増に覺え侍りて、感涙

【一〇】

袂をしほりけるとぞ。 桃園院の御代寶曆十一年五百五十年の 御忌にも 恵成の號を加諡ありて、 勅使は高辻少納言とぞうけ給る。 勅會も同じく行はれ、 御門主尊峯法親王御導師つとめさせ給ひ、 規式寶永のためしにかはらずとなん。 光格天皇の御代文化八年六百年の御忌にも弘覺の號を加諡ありて、 勅使

は西洞院少納言とぞうけ給る。勅會も同じく行れ、御門主尊超法親王御導師つとめさせ給ひ、法式寶曆にことならず。今年万延二年四月六百五十年の御忌にあたりしかば、今上皇帝忝も慈教大師の號を加へさせ給ふ。正月十八日 勅使交野少納言知恩院の真影前に 勅書を宣揚し給へり。そのかみ、大師智恵第一の譽ちまたにみち、多聞廣学の聞へ世にしきて、五たび三藏の靈典をひもとき、あまねく諸宗の蘊奥に通し、ふかく佛祖

【三才】

の幽致を探りはじめて、浄土の真門を吾朝にひろめ、一切の群類をか樂國に誘ひ、迷を轉じて、覺りを得せしめ給ふければ、恐れながら此御證の其實に見當せし事あに有がたき恩榮ならずや。古き御代の贈號は年席つもりて、無下にしらざる人も侍れど、元録このかたの證は廣く世に弥濶して、あやしの賤の男賤の女までともなうちとなへて、餘光を仰がざるはなし。同廿二日には舊章にしたがひ、勅會の法事いとおそかに行ひ給ふ。勅使參堂の儀といひ、勅修法會の式といひ、またなき壯觀にして、浄土宗門の盛事なれば、今その都にありながら、事の縁に障られて、その嚴儀を拝見せざりしもの、遺憾をとく一助とするのみ。

【六才】

正月十八日 大僧正唐門より入堂御行列
 雜色 素袍同同同同同同同同 小結同同同

行者おんじや

雜色 素袍同同同同同同同同 小結同同同

大童子五輩 中童子 持幡童 山役者 布衣

大童子同 中童子 持幡童 上童若輩 說艸箱持 香合持 山役者 布衣

大僧正 照傘持皇 笠持 布衣侍者 沓持皇 六役同同 長老若人 西堂若人 青侍若人

布衣同 艸鞋持皇 六役同同 長老同 西堂同 青侍同

【二一ウ】

酉 正月十八日

勅使 交野少納言時萬朝臣

少内記 山口少内記邦昌

史生 宗岡式部大丞經成

召使 青木兵部少丞行誠

少納言侍 森内藏大属正篤

使部 安田參河掾源良能

【二二才】

勅使御宿坊より參堂御行列 鎮守坂より手輿に召替られ、鞍馬法師十人淨衣を着し昇なり。

雑色 素袍同 白丁同 如木 布衣

先行院師 素袍同 白丁同 同 布衣

雑色 素袍同 白丁同 同 布衣

布衣同 查持皇 白張 查持 白張 查持

轆 少内記 布衣 史生 布衣

布衣同 笠持皇 白張 笠持 白張 笠持

白張 查持 白張 查持

召使 使部

白張 笠持 白張 笠持

【二二ウ】

〔六齋念佛修行之圖〕

干菜山光福寺、俗にほしな寺といふ。

正月廿三日巳刻、知恩院本堂前三。

鉦五十人、片側二廿五つ、。

【二三オ】

本堂

金銀菊の紋、たいこ二つ。

金銀桔梗の紋、たいこ二つ。向イ合せなり。

平たいこ百人、片側二五十五つ、。

本堂の前、大鼓鉦左右に列して打。住持は石燈籠の間、曲糸に凭、日笠をさしかける。左右に僧あり。右はわき導師なり。左は細声僧なり。同しく後に、右左俗二人僧一人宛臺鉦の役あり。

【二五ウ】

糸幡

幡の胴は惣金にて、地紋ほりぬき也。長さ五尺。但、上の間には天人の像一軀あり、下の二間にはおのくぼさつの像一体づゝあり。幡の足糸なり。長さ八尺。

平幡

幡の胴金襴なり。長さ糸ばたにおなじく。三間ともに蓮花のうへに輪宝あり。ぐるりは雲の紋なり。幡の手足いづれも五色の織分なり。

【二六オ】

幡棹

長さ三間半。わく大サ五尺四方。

龍がしら惣金

龍がしらに玉をいたゞく。是すなわち龍神を表する也。惣幡尺

老丈三尺。

【一六ウ】

「糸幡之圖」 各十二流

糸織色五品

淺黃 黃 赤 白 黒

【一七才】

「平幡之圖」 各十二流

庭幡以上廿四流なから

【一七ウ】

寶曆十一年辛巳正月

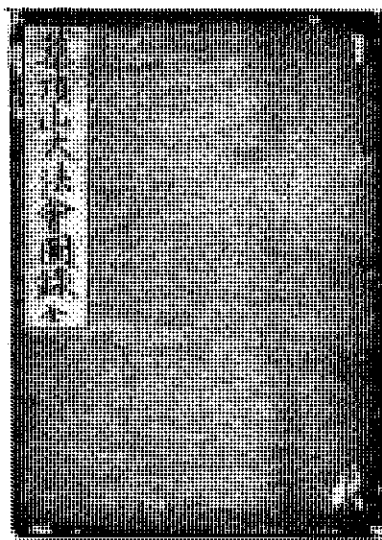
文化八年辛未正月

萬延二年辛酉正月改正

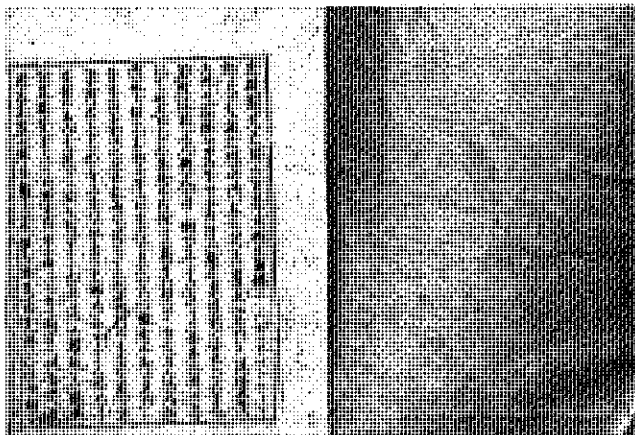
惣本山御用御書物所

知恩院古門前

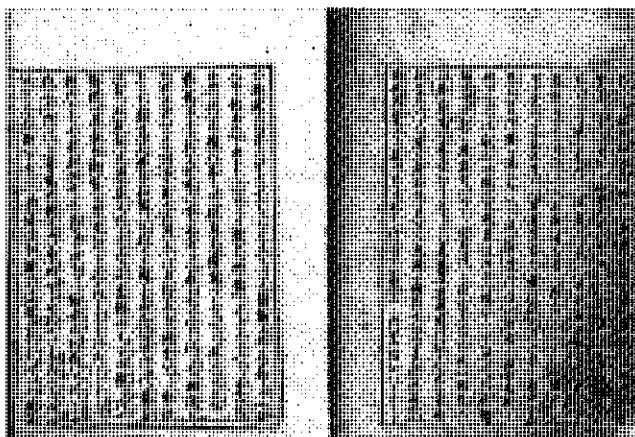
皇都書林 澤田吉左衛門



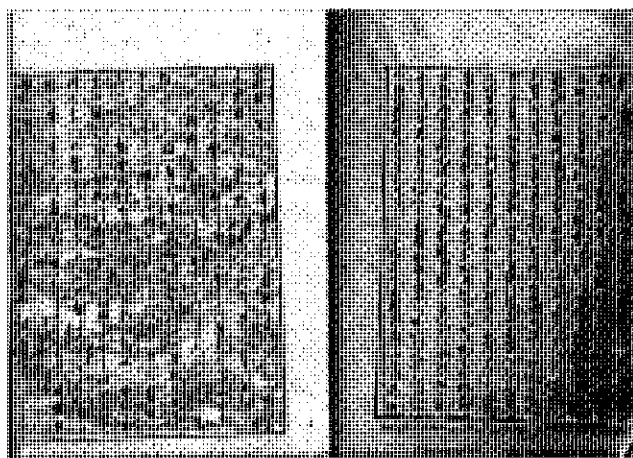
華頂山大法會圖録全



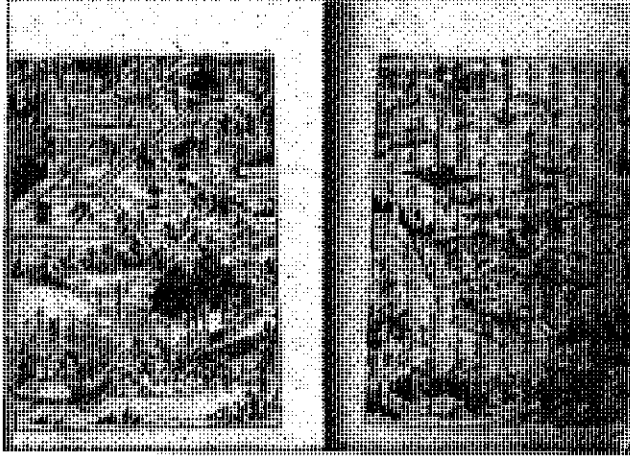
(1オ)



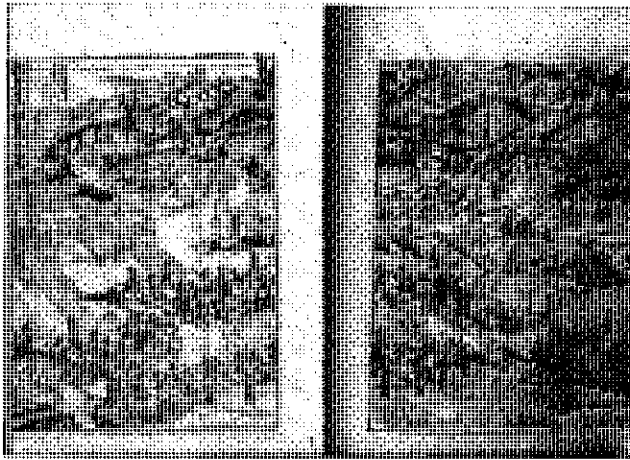
(1ウ・2オ)



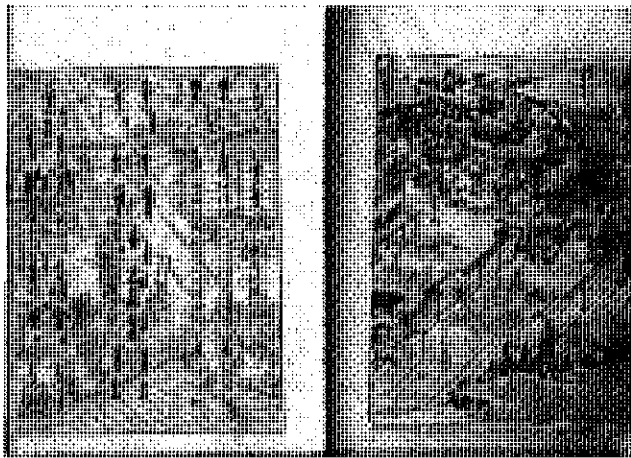
(2ウ・3オ)



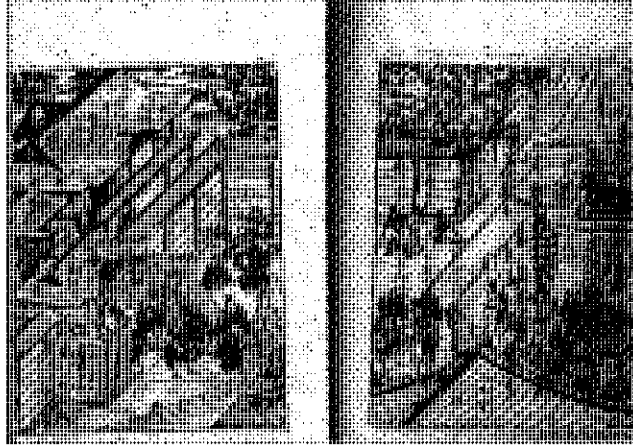
知恩院細見之圖(3ウ・4オ)



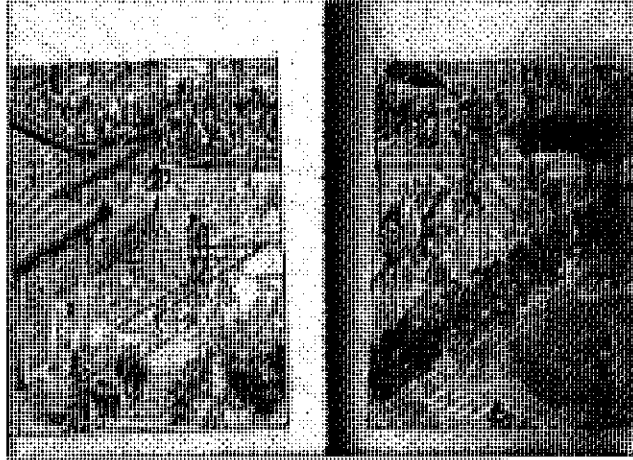
知恩院細見之圖(4ウ・5オ)



円光大師御廟之圖(5ウ)・(6オ)



三ヶ山行烈之式(6ウ・7オ)



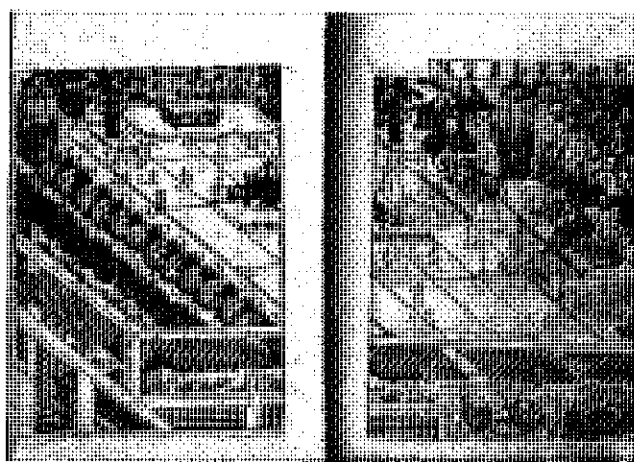
大僧正行烈之圖(7ウ・8オ)



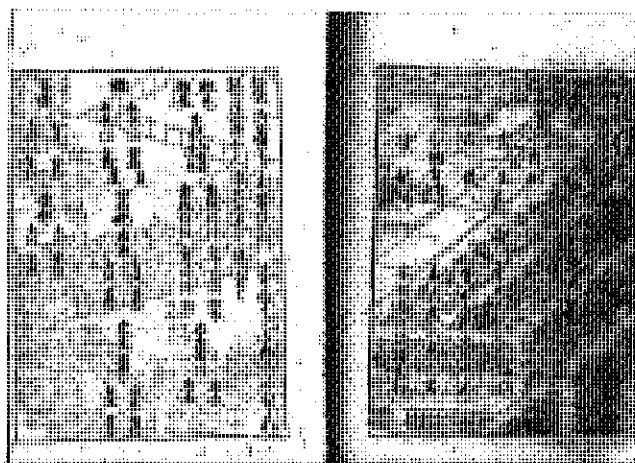
勅使鎮守坂行列之圖(8ウ・9オ)



勅使本堂前行烈之圖(9ウ・10才)



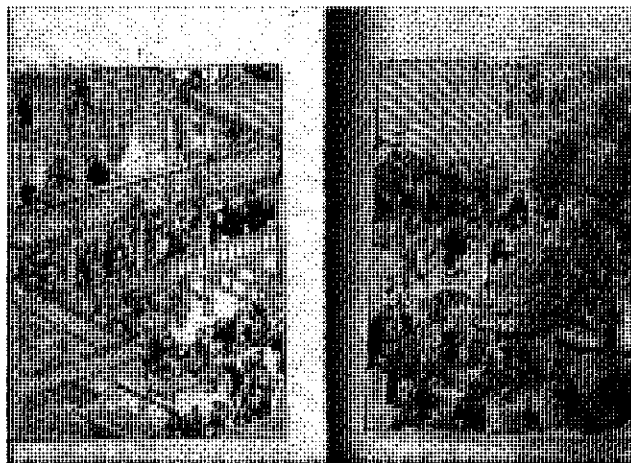
勅使贈號勅章宣揚(10ウ・11才)



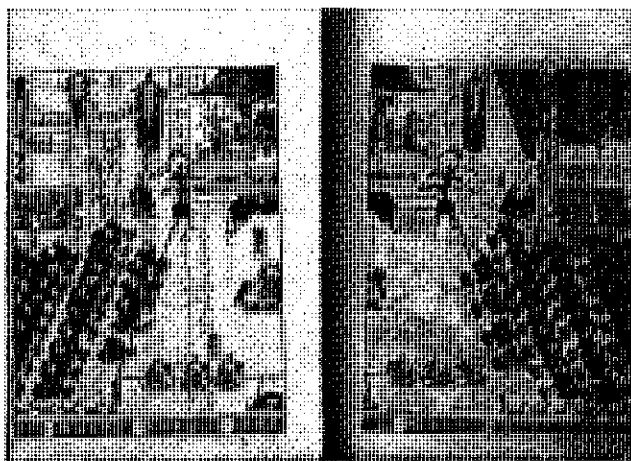
(11ウ・12才)



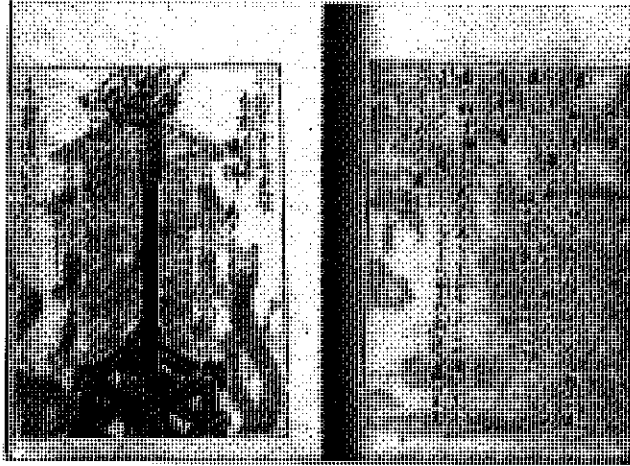
六齋念佛修行之圖(12ウ・13オ)



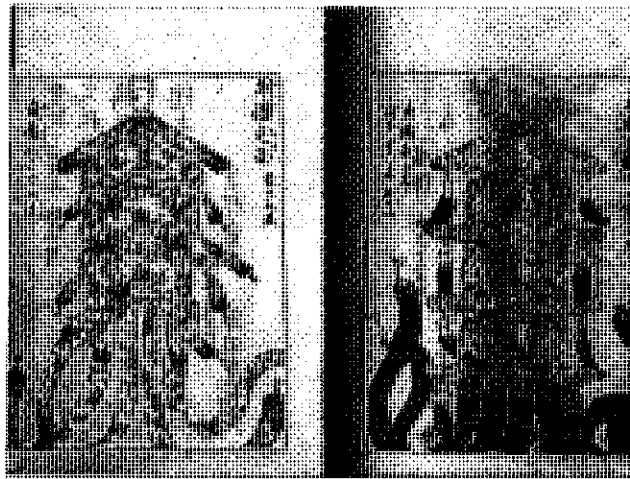
常の御忌廊下行烈式(13ウ・14オ)



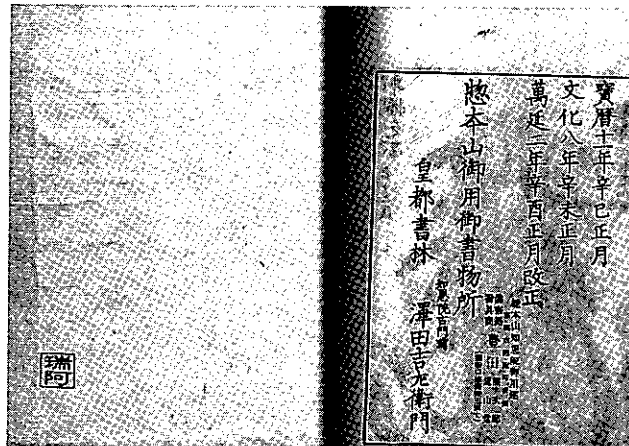
堂内初鑾唱導之圖(14ウ・15オ)



(15ウ・16才)



糸幡之圖 (16ウ)・平幡之圖 (17才)



(17ウ)

『勅會御式略圖全』の翻刻

【一才】

今とし、⁽⁶⁾圓光大師六百五十年の御忌にあたり給ひければ、例のことくねむころなる 勅會の大法會おこなはれたり。今其様を圖して、梓に上て、此場にまうて、さるものにみせしめ、此會に過たるものに忘れさらしめ、むいにす。ともにこれ 大師の餘徳の盛なるをあふけとなり。其 御導師の御行粧・庭上の舞樂・堂上の法筵美麗なり。嚴重なる事圖によりて、みは、しけき詞をまたじ。

萬延二酉のとし

【二ウ】

萬延二辛酉年正月於總本山知恩院

圓光大師六百五十回御忌

十八日

勅使交野少納言殿を以て、慈教大師の徽號を贈賜ふ。

廿二日

勅會御法事

御導師宮御方卯半刻御出門にて御參堂。

勅詔によつて、朝廷より御參役。

【二才】

着座公卿

正親町三條大納言殿

裏松中納言殿

柳原右衛門督殿

清閑寺權右中辨殿

櫛笥中將殿

高野少將殿

石山左京大夫殿

樋口右馬權頭殿

壬生修理權大夫殿

竹屋左衛門佐殿

【二ウ】

堂童子

藪新大夫殿

堂童子

慈光寺右馬頭殿

堂童子

石野治部太輔殿

堂童子

三室戸伊勢權介殿

執綱

豊岡中務權大輔殿

執綱

三室戸伊勢權介殿

執蓋

豊岡中務權大輔殿

執蓋

藤嶋差次藏人

衆僧前大夫

津田伊勢守

朝山長門守

【三才】

出納

出納内藏權頭

御藏

山科筑前守

所衆

土橋紀伊守

主殿寮

小野備後守

圖書寮

小野筑前守

圖書寮

藤井圖書大允

圖書寮

長野圖書少允

舞人樂人兒

名前畧之

【三ウ・上】

「御本殿ヨリ本堂前幄屋マテ御行粧」

武家雑色

一心院

【三ウ・下】

御後押

武家雑色

僧俗群行

御用人

石田阿波介

【四才・上】

一心院門中

□林菴

阿弥陀寺

同

竹林院

正行院

【四才・下】

石州

大願寺

越後

大善寺

江州

春瑞院

【四ウ・上】

一心院役僧

同

大坂願生寺

松前正行寺

同

天性寺

西念寺

【四ウ・下】

信州忠恩寺

同 善導寺

攝州阿弥陀寺

藝州瑞雲寺

羽州迎接寺

同 菩提寺

信州松源寺

羽州本覚寺

伊豫松源院

伊丹法嚴寺

信州教念寺

攝州西運寺

【五オ・上】

同

大坂専念寺

同西照寺

同

同本誓寺

同大蓮寺

同

同西性寺

同光傳寺

【五オ・下】

仙臺善導寺

諏訪紫雲寺

越後來迎寺

肥前淨土寺

有馬念仏寺

播州遍照寺

伊丹正覚寺

丹州無量寺

信州延命寺

但馬頂福寺

周防八正寺

伊豫長建寺

【五ウ・上】

同

同源聖寺

同善福寺

同

同法圖寺
同淨國寺

同

同專修院
同光明寺

【五ウ・下】

周防法靜寺

同 無量寺

周防專光寺

同 戒善寺

越前白道寺

日向安養寺

信州柏心寺

同 淨運寺

出羽淨光寺

津輕淨圓寺

出羽梵行寺

同 西念寺

【六才・上】

同

同心光寺

同法音寺

同

同重願寺

同超石寺

同

同金菱院

同宗念寺

【六才・下】

信州願行寺

同 西方寺

同 安樂寺

同 呈蓮寺

信州天用寺

同 芳泉寺

堺 安樂寺

伊丹正覺寺

桑名光德寺

伏見大光寺

周防秀嚴寺

富山來迎寺

同 光明寺

【六ウ・上】

同

同法善寺

同善龍寺

同

和州西迎院

大坂宗慶寺

同

道頓堀竹林寺

紀前長安寺

【六ウ・下】

和州大願寺

藝州称名寺

和州極樂寺

寺田念仏寺

肥後莊嚴院

泉州西林寺

江戸教善寺

因州幸盛寺

遠州撰要寺

同 大見寺

箱館称名寺

河内臺鏡寺

【七オ・上】

同

松前光善寺

和州淨願寺

倒蓮苑

安養寺

堺

旭蓮社

【七オ・下】

筑前正覚寺

紀前西念寺

明石本誓寺

甲州長安寺

大坂龍測寺

同 銀山寺

同 九應寺

同 大林寺

同 念仏寺

同 大善寺

京 勝圓寺

大坂光善寺

【七ウ・上】

大坂前光明寺

准院家格

松壽光院

【七ウ・下】

綾井

専称寺

和州

称名院

池田

法園寺

有馬

極樂寺

堺

遍照寺

攝州

法泉寺

【八オ・上】

御先拂

御先進

春長寺

同

報恩寺

同

聖徳寺

【八オ・下】

四州

常念寺

初鹿脊

東光寺

石州

長福寺

信州

西方寺

京

大蓮寺

池田

西光寺

【八ウ・上】

同

専念寺

同

西方寺

同

龍岸寺

同

浄雲寺

【八ウ・下】

伯州

心光寺

丹後

見樹寺

豊後

浄土寺

日野

信樂院

泉州

西福寺

備中

誓願寺

【九オ・上】

同

見性寺

同

大超寺

同

正法院

【九オ・下】

大坂

和光寺

八幡

西光寺

日野

大聖寺

大津

花階寺

江戸

壽松院

御好身衆

【九ウ・上】

御徒士

小結

大童子

【九ウ・下】

赤間関引攝寺

兼准院家

攝取光院

長崎三臺寺

兼准院家

歡喜光院

【一〇オ・上】

中童子

持幡童

從僧

寛教 聖隨

頂圓 良壽

十弟子

来迎寺 性生院

西園寺 善導寺

大泉寺 上徳寺

本覚寺 清光寺

大光寺 超勝院

【一〇オ・下】

長崎大音寺

兼准院家

獅子吼院

防州瑞相寺

兼准院家

大超院

【一〇ウ・上】

松室近江介

岡本駿河介

【一〇ウ・下】

飛驒大旌寺

兼准院家

香莊嚴院

准院家

蓮花光院

兼當麻與院

【一一オ・上】

安藤播磨介

【一才・下】

勢州照源寺

兼准院家

大菩提院

御山内入信院

兼准院家

白毫光院

【二ウ・上】

御青士

侍法師

【二ウ・下】

御中押

【二才・上】

御車副

【二才・下】

總供之白丁

【二ウ・上】

上童子

勘解由小路捨丸殿

【二ウ・下】

諸大夫

谷野土佐守

諸大夫

角田加賀守

【二三才・上】

坊官

小山大藏卿法印

坊官

岩波民部卿法橋

【二三才・下】

坊官

樫田宰相法橋

坊官

武田式部卿法橋

【二六ウ】

勤役衆僧

先求院

天性寺

會奉行

【一七才】

座見

御列方

以徳院

光女院

眞源院

常祿院

通照院

光照院

信重院

崇泰院

保徳院

大雲院

永養寺

西念寺

福田寺

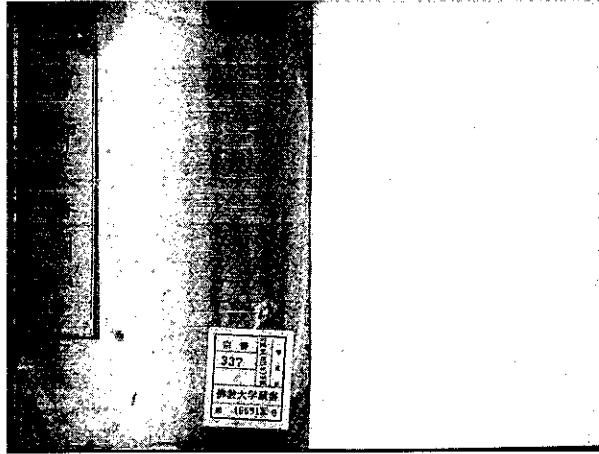
權現寺

青木玄番

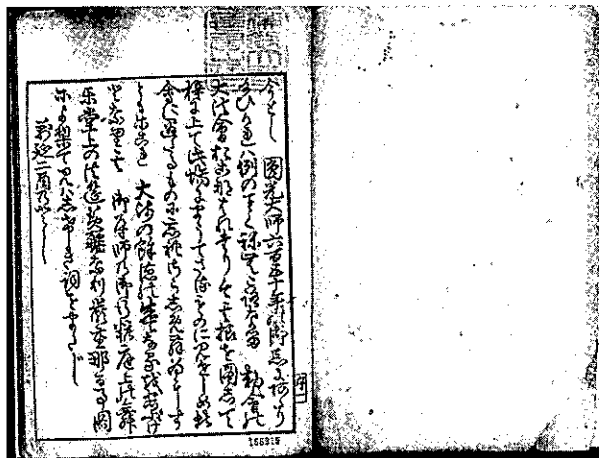
涉澄采女

青山主税

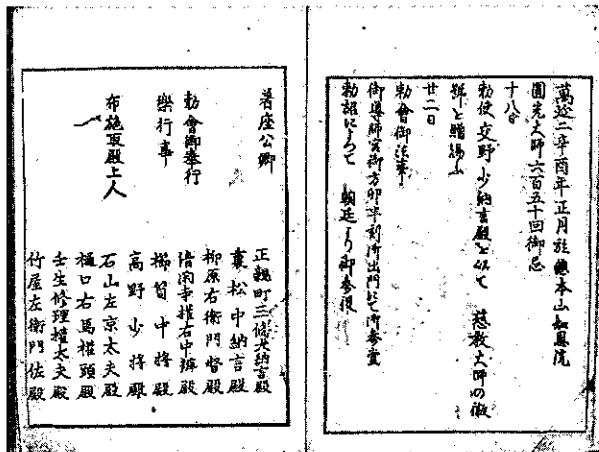
関口監物



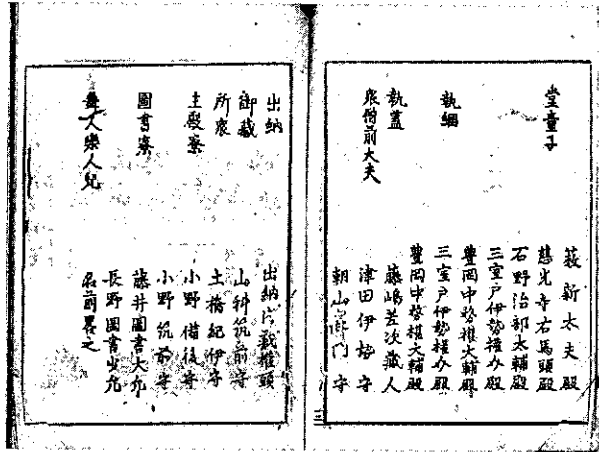
勅會御式略圖全



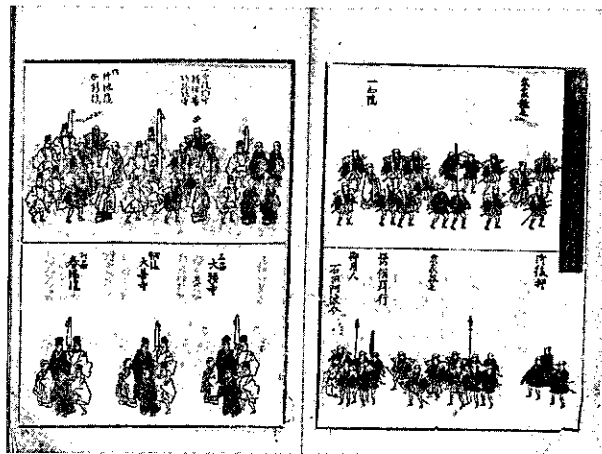
(1才)



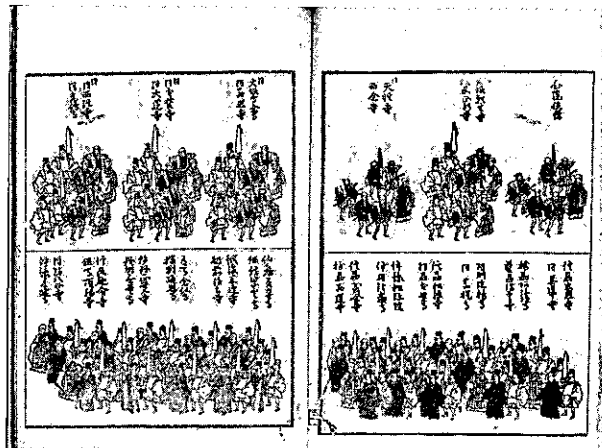
(1ウ・2才)



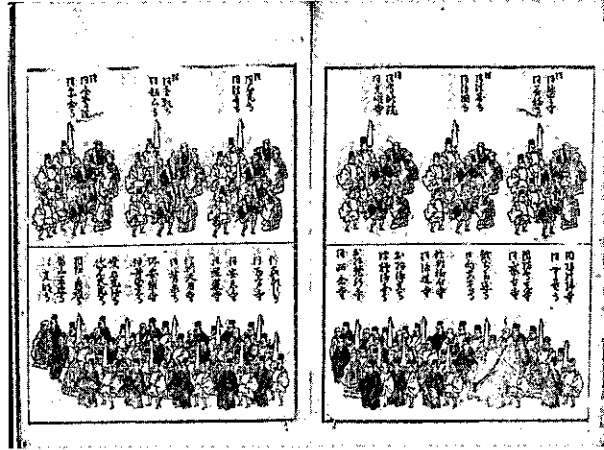
(2ウ・3才)



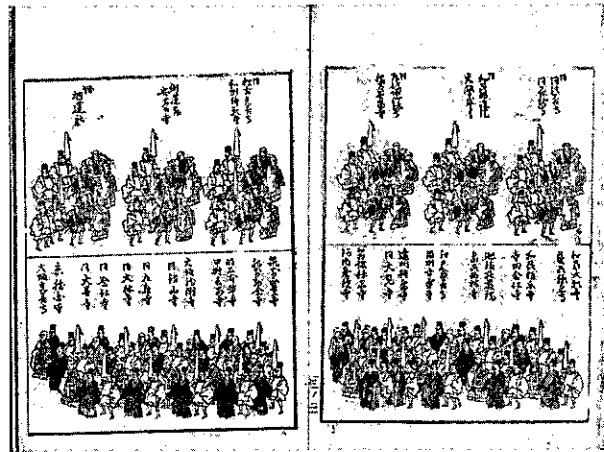
御本殿ヨリ本堂前幄屋マテ御行粧 (3ウ・4才)



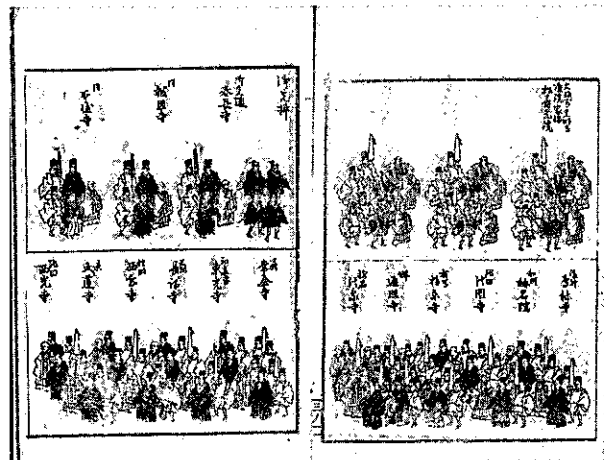
(4ウ・5才)



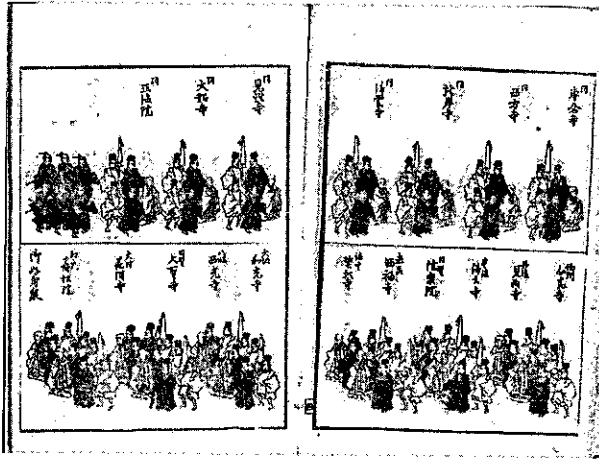
(5ウ・6オ)



(6ウ・7オ)



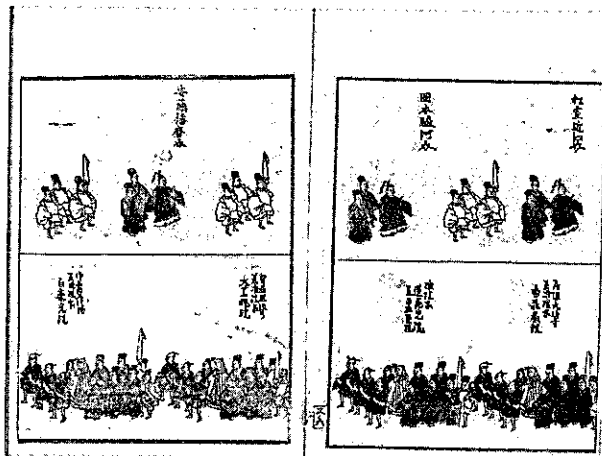
(7ウ・8オ)



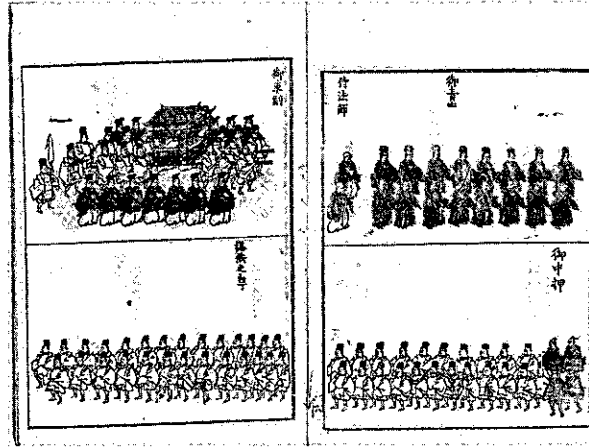
(8ウ・9オ)



(9ウ・10オ)



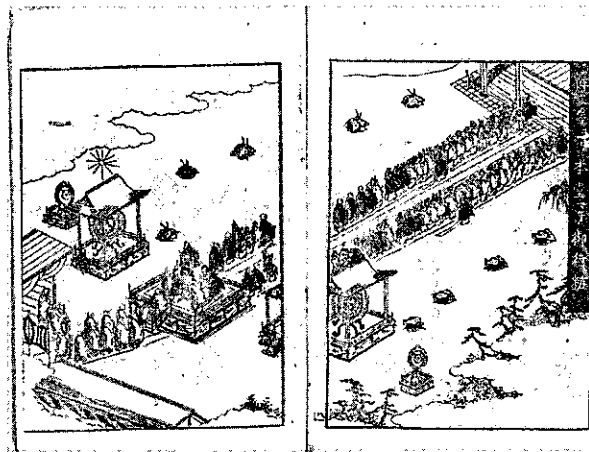
(10ウ・11オ)



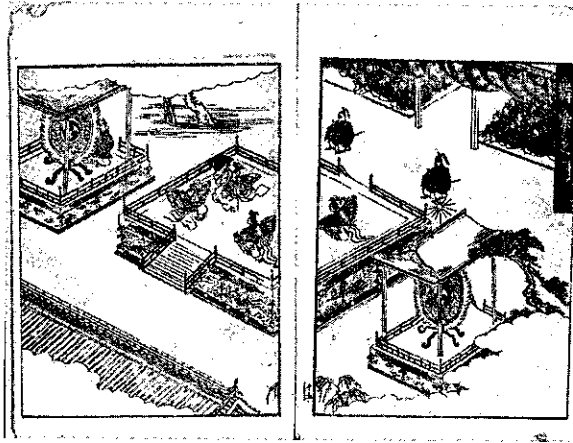
(11ウ・12オ)



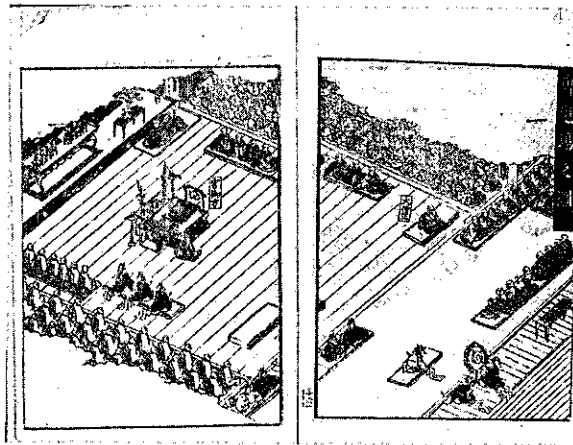
(12ウ・13オ)



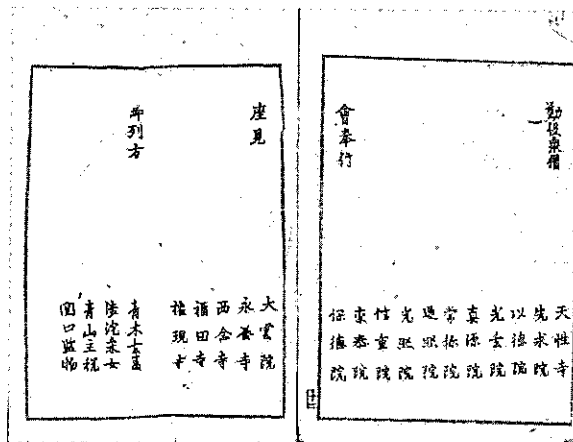
帳之屋ヨリ本堂マテ御行粧 (13ウ・14オ)



舞樂之圖(14ウ・15才)



御道場之圖(15ウ・16才)



(16ウ・17才)

解題

浄土宗を開いた法然の影響は、一宗にとどまらない。日本における称名念仏の元祖として、他宗や日本文化に与えた影響も小さいくない。

阿弥陀仏の誓願を信じ、「南無阿弥陀仏」の名号を口に出して称えれば、極楽に往生できるという思想は、庶民はもとより公家や武家も帰依するものだった。

だからこそ、一僧侶である法然の年忌が、天皇と同様に御忌とよばれ、盛大におこなわれるようになった。

法然の年忌法要は、建暦二（一二二二）年一月二五日に亡くなったから、一周忌、三回忌と修められていたに違いない。そして、五〇回忌、一〇〇回忌、一五〇回忌と、節目ごとの法要も修められていたと考えられる。

しかしながら、寛永一〇（一六三三）年の大火で、御影堂、集會堂、方丈などの建物とともに知恩院の古記録が焼失している。そのため過去にどのような法要が修められたか知ることは難しい。

浄土宗には、法然の門弟で多念義を唱えた隆寛がしるした『知恩講私記』がある。これは、月忌の法式を定めたものであり、御忌法要が確立されるときに影響を与えたといわれている。

そのため、『知恩講私記』を読み解けば、過去における法然の年忌がどのように修められてきたかを知るきっかけになる。しか

しながら、御忌という形態とそれ以前の年忌法要はその内容や規模が大きく異なるだろう。

平成二三（二〇一一）年に、八〇〇年の遠忌が知恩院において修められた。法要の形態は、正徳元（七一）年の五〇〇年のときに定められて以来、今日まで変わらず受け継がれている。これは、後柏原天皇の知恩院にて法然上人の御忌を七日間にわたって勤めよとの詔にもとづく。

以降、明治一〇（一八七七）年に法要期間が四月に変更されるまで、毎年一月一九日から二五日まで法然の忌日法要が修められることになる。法要は、大きく三つの部分によって構成されている。

一つは、法然に対する年忌法要である。その法要は、今日では『古式法要会』とよばれ、五〇〇年でおこなわれていた声明を今に再現するものである。

『法然上人行状絵図』（四十八巻伝）巻九に「上人札盤にのほりにて敬白、其後錫杖を誦し、懺法をはじめたまふ」とあるように、その声明は法然自身がおこなっていたものと同様である。

二つは、「勅使法要会」である。勅使を招き、御影堂の中心に座す勅使を、満堂の僧侶が取り囲むなかおこなう贈号の儀式である。

この勅使法要会は、五〇〇年、五五〇年、六〇〇年、六五〇年と四回修められ、中御門天皇より「東漸」、桃園天皇より「慧成」、光格天皇より「弘覚」、孝明天皇より「慈教」と加諡された。

その後の、七〇〇年以降は時代が明治、昭和となり、勅使を迎えての法要はなくなつたものの、徳川時代とかわらず大師号が加謚された。八〇〇年では、法然が叡空から名づけられた法然の名の由来と同様、自然法爾から「法爾大師」が加謚されている。

自然法爾とは、親鸞の書簡集『末燈鈔』によれば、「自然といふは、自はをのづからといふ、行者のはからひにあらず、然といふはしからしむといふことばなり。しからしむといふは行者のはからひにあらず」と、自力をすてて阿弥陀仏の他力につつまれ、身を委ねていることを意味している。

清和天皇の貞観八（八六六）年、円仁に慈覚の、最澄に伝教の大師号が初めて贈られて以降、空海に弘法と、天台宗と真言宗ではすでに加謚されていた。それは、両宗が平安時代より、朝廷と結びつきが強かつたことを意味している。

浄土宗においても、法然に圓光が加謚されたのは、浄土宗に帰依していた徳川家が絶大な権力の地位にあり、朝廷への影響力があつたことと関係している。

三つは、「念仏会法要」である。僧俗がともに念仏を称える法要である。『華頂山大法會圖録全』からは、六齋念仏が修められたことがわかる。

六齋念仏とは、京都を中心としておこなわれている念仏踊の一つである。鉦を叩き念仏を詠唱するものが、笛・太鼓を鳴らし、踊りや獅子舞などを伴うものに発展した。念仏会法要では、僧俗がともに念仏を称えることを通じての、民衆の教化という目的が

ある。

千葉山光福寺は現存する寺院であり、道空が開山したとされる。道空は、六齋念仏を世に広めたことで知られ、その由緒をもつて後柏原天皇から六齋念仏総本寺の勅号を賜つた。

庭儀として勅使が参堂に行列する際に、「鎮守坂」を通っている。これは、現在「女坂」とよばれている坂を指している。

『勅會御式略圖全』によると、行列の先頭をいくのは一心院とその門中である。一心院は、法然の遺骨を安置する「御廟」の向かいに位置する寺院であるが、知恩院とは独立して存在している。

称念が、青蓮院から寺地を与えられて創建したもので、称念は世俗を離れ、念仏修行をおこなう一派を形成し、一心院流（現在の浄土宗捨世派）と称した。元禄年間（一六八八年—一七〇四年）には一〇〇ヶ寺を超える末寺を有していた。

そのほか行列に参加した寺院は、日本各地におよぶ。理由は不明であるが、相対的に現在の大阪、兵庫、長野の寺院が多く、将軍家の膝元であるはずの東京や地元である京都の寺院ほとんどない。

東日本では青森や宮城など、西日本では熊本、長崎、福岡、山口、愛媛、鳥取などから参加している寺院がある。

どのような理由で、勅使法要会に参加する寺院が定められたのか。仏教寺院における本寺と末寺の封建的階級制度である本末制度において、寺格の高さもしくは寄進の大きさによって決められたのかもしれないが、詳細はわからない。

『藝頂山大法會圖録全』に登場する「糸幡」「平幡」について、詳細はわからない。浄土宗および総本山知恩院に問い合わせをしたが、伝統的に使用されている仏具の一つという程度の位置づけであり、法要において使用される意味や目的などはわからないということであった。

しかしながら、『藝頂山大法會圖録全』の挿絵における行列の図に度々登場することから、行列のなかで用いられたことは間違いない。その一方で、『勅會御式略圖全』には登場しないことから、勅使法要会以外で使用されたのだろう。現在も、御忌では新調された物が使用されている。

知恩院は、慶長八（一六〇三）年に七万三〇〇〇石の寄進を徳川家より受け、御影堂、集會堂、大方丈、小方丈といった大伽藍を建立した。このとき、山地を平地化するための工事もおこなわれた。

『藝頂山大法會圖録全』には「知恩院細見之圖」があるが、今の知恩院境内とほとんど変わらないことが読み取れる。

これは、五〇〇年以來、ほぼ同様の場所で、同様の法要が営まれていることを意味している。

御忌は、催事としても位置づけられていた。五五〇年のときに、靈沢による発起で二十五霊場めぐりが確立した。これは、巡拝により法然の誕生から入滅までの足跡を知ることを通じて、念仏信仰を保つようにとの目的があったという。

明和三（一七六六）年には、『圓光大師御遺跡二十五箇所案内記』

という冊子も刊行され、多くの者が参拝に訪れた。

また、六〇〇年のときには、遠忌の五年前である文化三（一八〇六）年に『御忌勸誘記』が知恩院より刊行された。六五〇年のときにも、同じく刊行されている。

これには、遠忌に向けての心構えや作法だけではなく、知恩院をはじめとする本山の御忌法要に参加するために費用を貯蓄する必要があることなどが、しるされている。

遠忌は、一宗の宗祖の年忌法要というだけではなく、朝廷や民衆を巻き込んでの大きな催しであった。行列には、遠く東北や九州からも参加する寺院があった。

それは、専修念仏や法然に対する信仰からだけではない。五〇年に一度の、人生に一度体験できるか否かの盛大な、いわば「祭り」として御忌が存在していたからこそといえるだろう。

おわりに

その後の遠忌はどうだったのか。

明治四四（一九一）年の七〇〇年は、親鸞の六五〇年大遠忌の年でもあった。明治一〇（一八七七）年に、京都―神戸間で鉄道が開通し、奈良電気鉄道や京都市電ができるなど、開通した鉄道を利用して多くの団体参詣者が京都に集まった。

法要期日が、三月一日から七日と四月一九日から二五日の二期

遠忌の歴史を振り返ることは、人々の法然や信仰に対する想いをうかがい知る一端となるだろう。

付記

翻刻は姜鶯燕が、解題は平松隆円が主として分担し、本稿は共同で執筆したが、その責任は両者が等しく負うものである。

参考文献

大橋俊雄校注『法然上人絵伝』岩波書店、二〇〇二年
 藪内彦瑞編『知恩院史』知恩院、一九三七年

注

- (1) 「御忌」とは、天皇や皇后の忌日法会を意味する。
- (2) 大永の御忌風詔のこと。
- (3) 法然滅後二五年目に徽号された。
- (4) 法然滅後三三年目に徽号された。
- (5) 清浄華院一〇世、佛立惠照国師等熙上人。正長二(一四二九)年、等熙はその功績と清浄華院の由緒を認められ、後花園天皇より浄土宗

初の香衣勅許を受けた。

- (6) 後柏原天皇の第三皇子。
- (7) 浄土宗総本山知恩院第九世。
- (8) 徳治二(一一三〇七)年後伏見上皇の勅命を受け、法然の伝記である『法然上人絵伝』四八巻を撰述した。しかし比叡山の非難を受け、『述懐抄』を著わしてこれに応えた。
- (9) 青蓮院第一七世門跡。伏見天皇の第六皇子。
- (10) 土佐吉光のこと。正和年間に内裏紫宸殿の賢聖障子を描いた。
- (11) 知恩院宮門跡第三代。有栖川宮幸仁親王の皇子。
- (12) 京極宮家仁親王の王子。桜町帝の養嗣子。
- (13) 有栖川宮織仁親王の第八王子。光格天皇の養子、のち徳川家斉の猶子となる。
- (14) 権少納言で侍従をかね、日米修好通商条約締結の勅許をはばむため、中山忠能らによる反対運動に加わった。
- (15) 大方丈玄関に通ずる門で、寛永一八(一六四一)年に造宮された。
- (16) 万延二(一八六一)年。